

○令和4年第2回（4月）臨時会提出予定案件の概要

報告第 2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（南知多町大字片名地内における車止めポール損傷事故）） （令和4年3月24日 専決）

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告するものである。

1 相手方

半田市 個人

2 事故の概要

令和4年2月9日午前10時30分頃、職員が南知多町大字片名地内の駐車場において、公用車を後退させる際に後方確認を怠り、相手方が所有する車止めポールに接触させ、当該ポールを損傷させたものである。

3 損害賠償の額及び和解の内容

(1) 損害賠償の額 金33,000円

(2) 和解の内容

町は、事故に係る車止めポールの修理代として上記損害賠償の金額を支払うこと。

議案第25号 専決処分の承認を求めることについて （南知多町税条例の一部を改正する条例について） （令和4年3月31日 専決）

1 提案の理由

地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に南知多町税条例を改正する必要性が生じたことにより、同日、同条例の一部改正について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要があるからである。

2 改正の主な内容

(1) 法人の町民税関係

地方税法の一部改正に伴う字句の整理 (第46条関係)

(2) 固定資産税関係

ア 地方税法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合（わがまち特例の割合）を追加する改正 (附則第10条の2関係)

貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例4分の3の追加

イ 省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う改正 (附則第10条の3関係)

ウ 土地に係る負担調整措置について令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5%とする改正 (附則第12条関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年4月1日

(2) 固定資産税に関する経過措置

議案第26号 専決処分の承認を求めることについて
(南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について)
(令和4年3月31日 専決)

1 提案の理由

地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に南知多町都市計画税条例を改正する必要が生じたことにより、同日、同条例の一部改正について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要があるからである。

2 改正の主な内容

(1) 地方税法の一部改正に伴う字句の整理

(附則第2項から第5項及び第17項関係)

(2) 貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例4分の3の追加
(附則第6項関係)

(3) 土地に係る負担調整措置について令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5%とする改正
(附則第8項関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年4月1日

(2) 経過措置

議案第27号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第28号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第29号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

以上3議案の提案理由の説明

1 改正の理由

人事院は、令和3年8月に民間の支給割合との均衡を図るため、ボーナス（期末手当）を年間0.15月分（再任用職員にあっては、年間0.10月分）引き下げる給与勧告を行った。これに基づき、国家公務員の一般職については「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」が、特別職においては「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」が成立した。

これにより、本町においても、国家公務員の給与改定に併せ、議会議員並びに特別職及び一般職の職員の期末手当支給割合の改定を実施するため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の内容

(1) 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
(第6条第2項関係)

(2) 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改

正する条例

(第4条関係)

期末手当の支給割合について、令和4年6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ1.625月分とする。

なお、令和4年6月期の期末手当の額は調整額(令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額)を減じた額とする。

区 分	6月期	12月期	合 計
令和3年度 期末手当	1.675月 (支給済み)	1.675月 (支給済み)	3.35月 (支給済み)
令和4年度 期末手当	<u>1.625月</u> ※調整額を減額	<u>1.625月</u>	<u>3.25月</u>

(3) 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(第20条第2項関係)

再任用職員以外の職員の期末手当の支給割合について、令和4年6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ1.20月分とする。

再任用職員の期末手当の支給割合について、令和4年6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ0.675月分とする。

なお、令和4年6月期の期末手当の額は調整額(令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日において再任用職員以外の職員は127.5分の15(再任用職員は72.5分の10)を乗じて得た額)を減じた額とする。

(再任用職員以外の職員)

区 分	6月期	12月期	合 計
令和3年度 期末手当	1.275月 (支給済み)	1.275月 (支給済み)	2.55月 (支給済み)
令和4年度 期末手当	<u>1.20月</u> ※調整額を減額	<u>1.20月</u>	<u>2.40月</u>

(再任用職員)

区 分	6月期	12月期	合 計
令和3年度 期末手当	0.725月 (支給済み)	0.725月 (支給済み)	1.45月 (支給済み)
令和4年度 期末手当	<u>0.675月</u> ※調整額を減額	<u>0.675月</u>	<u>1.35月</u>

3 施行期日
公布の日

議案第30号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

会計年度任用職員の期末手当は、一般職の職員の期末手当を改定するために南知多町職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）が改正されれば、現行条例第13条の規定により給与条例の規定を準用し、自動的に改定される。

会計年度任用職員は、一会計年度内で任用される職であり、任用時に勤務条件を通知していることから、当該条件が適用される年度内は期末手当の額を変更しないこととするため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の内容

期末手当について、給与条例第20条を準用しない規定に改正し、支給対象、支給割合及び期末手当基礎額を定める。（第13条関係）

3 施行期日

公布の日

議案第31号 令和4年度南知多町一般会計補正予算（第1号）

補正額 131,841千円 補正後 7,415,841千円

1 企画財政課

○歳入

- ①国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増
91,032千円
- ②繰越金 繰越金の増（歳入の財源調整）
24,994千円

2 産業振興課

○歳入

- ①県支出金 げんき商店街推進事業費
14,000千円

○歳出

- ①商工費
125,625千円
 - ・南知多町地域応援クーポン券発行事業費
55,000千円
 - ・新型コロナウイルス感染症対策経営相談体制強化事業費
4,800千円
 - ・観光施設整備事業費（師崎観光センター、内海観光センター、
渚の交番プロジェクト関連事業）
23,905千円
 - ・新型コロナウイルス感染症観光対策事業費
（宿泊促進事業補助金、海水浴場等感染防止対策事業費補助金、
離島産業廃棄物運搬費補助金）
41,920千円

3 健康子育て室

○歳入

- ①国庫支出金 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費の増
1,815千円

○歳出

- ①保健衛生費 新型コロナウイルスワクチン接種事業費（需用費、
委託料）の増
1,815千円

4 学校教育課

○歳出

- ①教育費
4,401千円

- ・負担金、補助及び交付金（小中学校修学旅行等キャンセル料補助金） 3, 3 1 2 千円
- ・工事請負費（篠島中学校保健室空調機器取替工事） 1, 0 8 9 千円